

令和8年度

農業者用

償却資産(固定資産税)申告の手引き

お知らせ

- 償却資産申告書の提出期限は **令和8年2月2日(月)** です。
- 申告書は資産の所在する区ごとに作成し、新潟市資産税課償却資産係（ふるまち庁舎 古町ルフル3階）へご提出ください。（各区役所、出張所では受付できません。）
- 申告書の控えが必要な場合は各自でコピーを取ってください。また、収受印を押した申告書の控えを希望される場合は、申告書のコピーを必ず用意してください。なお、郵送提出の場合は、申告書のコピーと合わせて切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【マイナンバーの記載について】

☆償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。個人の方が個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認・身元確認）を行いますので、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送の場合は、本人確認資料のコピーを同封してください。（委任状は原本を同封してください。）

☆^{エルタックス}eLTAX（電子申告）による申告の場合や、法人の方が法人番号を記載した申告書を提出いただく場合には、本人確認資料の提出は不要です。

【本人が申告書を提出する場合】

番号確認資料	・ マイナンバーカード（裏面）または 通知カード（記載事項に変更がない場合）
身元確認資料	・ マイナンバーカード（表面）または 運転免許証、健康保険の被保険者証 等

【代理人が申告書を提出する場合】

本人の番号確認資料のコピー	・ 本人のマイナンバーカード（裏面）または 本人の通知カード（記載事項に変更がない場合）
代理人の身元確認資料	・ 代理人のマイナンバーカード（表面）または 代理人の運転免許証、代理人の税理士証票 等
代理権確認資料	・ 委任状（手引きの裏表紙にあります） 等

右下の部分を切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。
（別途切手の貼り付けが必要です。）

全区分こちらへ提出ください。

切り取り線

☆お問い合わせはこちらへ

新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル3階

TEL 025-226-2277（直通）

Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産の申告に
ついてはこちらから



〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル3階

新潟市 資産税課 償却資産係 行

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

① <資産所在区>

資産の所在区を印字してあります。実際の所在区と異なる場合は、正しい所在区に訂正してください。

⑤ 個人番号又は法人番号

国又は市町村より通知される
個人番号等（マイナンバー）を
記載してください。

知否知否

この申告書について応答される方の氏名及び電話番号を記載してください。

⑨＜税理士等の氏名＞

税理士等に経理を委任されている場合は、その税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

姓名・住所 ③・②

所有者の住所・氏名（法人は社名）を印字してあります。電話番号、所有者が法人の場合は代表者の氏名及びふりがなを記載してください。

住所・氏名に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

④<取得価額>

前年前に取得したもの(イ)
令和6年以前に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。昨年度申告された方は、金額を打ち出ししています。が、申告漏れ資産等があり、金額が実際と異なる場合は訂正してください。

前年中に減少したものの(□)

令和7年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

前年中に取得したもの(ハ)

令和7年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)
(イ)-(ロ)+(ハ) によって
算出した取得価額の合計額
を、資産の種類別に記載して
ください。

⑥・⑦＜事業種目・事業開始年月＞

事業種目および事業開始年月を記載してください。

20 <備考(添付書類等)>

「前年中増減資産なし」または「該当資産なし」の場合は、該当する方を○で囲んでください。
令和7年以前に合併・解散・廃業等をした場合は、該当するものを○で囲み、その日付を記載してください。

⑪ 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

10 田中喜久子

該当する方を○で囲み、
借用資産のある場合は、貸
主の名称等を記載してくだ
さい。

①⑦＜資産の所在地＞

資産の所在地を記載してください。

資産が2区以上に所在している場合は、申告書を所在する区ごとに作成してください。

令和8年1月14日 令和8年度

[illegible]

注) 市記入欄は記入しないでください

2 種類別明細書（増加資産用）の書き方

① <資産種類>

資産の種類に記載する数字は、下記の通りです。

- 1⇒構築物
- 2⇒機械及び装置
- 3⇒船舶
- 4⇒航空機
- 5⇒車両及び運搬具
- 6⇒工具、器具及び備品

② <資産の名称>

資産の名称及び型式等を記載してください。
使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、算用数字及び記号です。

③ <数量>

資産の数量を記載してください。

④ <取得年月>

資産を取得した年月を記載してください。
年号の欄に印字してある「5」は令和を意味しています。年号を訂正する場合は、下記の数字を記載してください。

平成＝4、昭和＝3

種類別明細書（増加資産用）

所有者コード		所有者名		取得年月		取得価額		減価償却率		課税標準額		要	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
記載する必要はありません。		新潟 一郎		15 7 05		9000000		14		1718		申告もれ	
あり載す		ビニールハウス		15 6 3 12		15000000		14		1718		申告もれ	
記載する必要はありません。		乾燥機		15 4 18 10		2300000		7		1718		申告もれ	
記載する必要はありません。		自動選別計量機		15 7 08		1300000		7		1718		申告もれ	
記載する必要はありません。		保冷库		15 10 12		200000		6		1718		申告もれ	

・ 申告の対象となる資産（新潟市内で所有している資産）

確定申告における減価償却資産の例

種類	減価償却資産の名称等
建物	農舎 ビニールハウス
	乾燥機 もみすり機 自動選別計量機
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
機械装置	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
車両	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
工具、器具及び備品	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー
	トラクタ コンバイン スPEEDスプレイヤー

⑤ <取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。
なお取得価額は、資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他直接要した費用を含む）をいいます。消費税の取り扱いについては、会計上選択されている処理方式に合わせてください。
また、圧縮記録は固定資産税の評価上では認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

初めてご申告される方は、全資産（申告対象のもの）を記載してください。
昨年までご申告頂いている方は、増加した資産のみを記載してください。

⑥ <耐用年数>

構築物に該当するビニールハウスの耐用年数は、骨格部分が金属造のものなら、「主として金属造のもの」の耐用年数14年を、木造のものなら、「主として木造のもの」の耐用年数5年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数8年を適用することになります。機械装置に該当する農業用設備については、耐用年数は全て7年です。
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。
※中古資産について、見積もり耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。

⑦ <増加事由>

該当する事由の番号を○で囲んでください。

- 1⇒新品取得
- 2⇒中古品取得
- 3⇒移動による受入れ
- 4⇒その他

4（その他）に該当する場合は、具体的な増加事由を⑨摘要欄に記載してください。

⑧ <改正前耐用年数>

初めて新潟市に計上する資産で、平成20年度税制改正により耐用年数を変更している場合は、変更前の耐用年数を記載してください。
記載がない場合は、⑥耐用年数欄に記載された年数により評価額が計算されます。（課税標準額の計算方法が異なります。）



減価償却費を経費に算入している資産のうち、
家屋や車両を除きます。

○申告対象

・ビニールハウス・乾燥機・もみすり機・自動選別計量機・保冷库・マメトラ・パソコンなど

×申告対象外

- ・農舎・最高速度が35km/h未満の農耕作業用自動車（乗用型田植機・トラクタ・コンバイン・スPEEDスプレイヤー・農耕作業用トラクタ・トラクタ・生物（牛・果樹）など
- ×「少額資産」も申告対象外です
- ・10万円未満で、その取得年分の必要経費としたもの
- ・10万円以上20万円未満で1/3ずつ3年間の必要経費としたもの

※不明な場合は、お問い合わせください。

※注 トラクタ等の農耕車両とそのアタッチメントを両方所有されている方は、トラクタ等及びアタッチメント両方申告不要です。
（アタッチメントだけを所有されている方は申告してください。）

⑨ <摘要>

次のような事項を記載してください。
・移動資産については、移動元の市町村名
・課税標準の特例が適用される資産や非課税資産については、適用条項
・前年までの申告が漏れていた場合は、「申告もれ」

※昨年までご申告頂いた方で固定資産税（償却資産）が

課税されている方に送付されます。
(初めてご申告される方は提出不要です。)

① <資産所在区> ②・③ <住所・氏名>

⑨ <耐用年数>

耐用年数に誤りがある場合は、採消線を引き、余白に正しい耐用年数を記載してください。

平成20年度税制改正により耐用年数変更の場合は、⑬摘要欄にその旨が分かるよう必ず記載してください。

記載がない場合は、耐用年数訂正として扱います。
(課税標準額の計算方法が異なります。)

⑩ <減少の事由及び区分>

該当する事由、区分の番号
を○で囲んでください。

<事由>

1⇒売却 2⇒減失
3⇒移動 4⇒その他

<区分>

1⇒全部 2⇒一部

なお、<事由>が4その他の
に該当する場合は、その減少
事由を⑬摘要欄に記載してく
ださい。

⑪ 資産の減少した年月を記載してください。

⑫ <一部減少のとき>

資産の一部が減少した場合は、「残数量」と「残金額」を記載してください。

⑬ <摘要>

次のような事項を記載してください。

- ・移動資産については、移動先の市町村名
- ・売却した場合は、売却先等
- ・前年までの申告が漏れていた場合は、「除却申告もれ」

4 償却資産の評価について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに、下記の計算式により算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\frac{r}{2} \times (1 - \frac{r}{2})$	前年度評価額 $\times (1 - r)$

r = 耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前に取得 $1 - r$			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前に取得 $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848				
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955

下記の例

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

【評価額の計算例】

令和7年9月取得の取得価額150万円の乾燥機（耐用年数7年）の評価額
令和8年度 $1,500,000 \text{ 円} \times 0.860 = 1,290,000 \text{ 円}$
令和9年度 $1,290,000 \text{ 円} \times 0.720 = 928,800 \text{ 円}$
令和10年度 $928,800 \text{ 円} \times 0.720 = 668,736 \text{ 円}$

(以降 前年度評価額 $\times 0.720$)

令和17年度 $93,163 \text{ 円} \times 0.720 = 67,077 \text{ 円} < 75,000 \text{ 円}$
(令和16年度評価額) (取得価額の5%)

※ 令和17年度算出額が、取得価額の5%より小さくなりますので、
以降の評価額は 75,000 円 となります。

2 固定資産税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline 1.4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline (100 \text{ 円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array}$$

課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合計した額（決定価格）です。

免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
※注意 区ごとに判定します。申告書は必ず区ごとに作成してください。

ただし、免税点未満の方でも資産をお持ちの方は毎年申告が必要です。

【税額の計算例（概算）】

評価計算は新潟市で行いますので、算出する必要はありません。
土地・家屋を所有している方は、償却資産分を合算し、固定資産税納税通知書が送付されます。

固定資産税額の計算の仕方

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和8年度評価額
ビニールハウス	令和7年9月	1,800,000円	14年	0.152	$1,800,000 \text{ 円} \times (1 - 0.152 \times 1/2)$ $= 1,663,200 \text{ 円}$ (令和8年度評価額)
乾燥機	平成28年11月	2,300,000円	7年	0.280	$2,300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.280 \times 1/2)$ $= 1,978,000 \text{ 円}$ (平成29年度評価額) → 以降 前年度評価額 $\times (1 - 0.280)$ $142,850 \text{ 円}$ (令和7年度評価額) $\times (1 - 0.280)$ $= 102,852 \text{ 円}$ ($< 115,000 \text{ 円}$) (取得価額の5%) $= 115,000 \text{ 円}$ (令和8年度評価額)
米保冷庫	令和6年11月	300,000円	6年	0.319	$300,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ $= 252,000 \text{ 円}$ (令和7年度評価額) $252,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ $= 171,612 \text{ 円}$ (令和8年度評価額)
合 計 (令和8年度決定価格)					1,949,812円

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（課税標準の特例適用を受ける資産がない場合）

課税標準額 (1,000円未満切り捨て) 税率 税額 (100円未満切り捨て)
 $1,949,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 27,200 \text{ 円}$ (年額)

※土地・家屋を所有している場合は、各々の課税標準額を合算後1,000円未満を切り捨てます。

5 よくある質問

Q1

毎年確定申告をしています。が、償却資産の申告もしなくてはならないですか。

A1

はい。別に申告が必要です。
確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。別途、「償却資産（固定資産税）申告」が必要です。

Q2

申告をしないとどうなりますか。

A2

地方税法で決められた申告です。正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第71条の規定により過料が科されることになるほか、同法368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合があります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により罰金を科せられる場合があります。

新潟市では地方税法第354条の2の規定に基づき、国税庁の確定申告書類等について閲覧調査を行い、償却資産申告内容との照合を行っています。申告がされていないことが確認された場合は、地方税法第17条の5第5項及び第368条第1項の規定により、未申告の期間に応じて最高で5年さかのぼって課税します。

Q3

耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも申告をしなければならないのでしょうか。

A3

はい。申告が必要です。
現に所有しており、事業の用に供することができる状態であれば、申告対象となります。なお、償却資産（固定資産税）の評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q4

ナンバーを取得していないコンバインと田植機を所有しています。償却資産（固定資産税）の申告対象となりますか。

A4

乗用型で最高速度35km/時未満の農耕作業用自動車（乗用型田植機・トラクタ・コンバイン・スピードスプレイヤー・農耕作業用トラレーザ）は、**ナンバーの有無にかかわらず、償却資産（固定資産税）**の申告対象となります。確定申告では経費に計上できまので、違いに注意してください。

Q5

申告対象の資産は乾燥機がなく、取得価額が150万円未満です。申告をしなければならないのでしょうか。

A5

はい。申告が必要です。
事業者の方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告が必要です。ただし、課税標準額の合計が150万円未満の場合、課税はされません。

Q6

リース資産は申告対象ですか？

A6

リース資産は、契約内容により、申告が必要な場合と不要な場合があります。通常の賃貸借契約によるリース資産の場合は申告不要です。（不明な場合は契約書を用意してご相談ください。）

リース契約の内容	資産を借りている方
＜期間満了と同時に資産が回収されるような場合＞ 通常の賃貸借契約によるリース資産	申告不要
＜所有権留保付割賦販売等の、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合＞ 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	申告が必要

Q7

米保冷庫を共有で所有しています。この場合、所有者各々が持ち分について申告すればよいでしょうか。

A7

持ち分での申告は認められていません。
共有名義の資産については、代表者を決めていただき、申告書の所有者氏名欄には「代表者氏名 外〇名」と記載し、「18 備考」欄に共有者全員の氏名・住所、持ち分割合を記入してください。

Q8

15万円のパソコンを3年一括償却しています。申告対象ですか？

A8

申告対象外です。
10万円以上20万円未満で1/3ずつ3年間の必要経費としたものは申告対象外です。

償却資産（固定資産税）申告における 農耕作業用自動車についての注意事項

乗用型田植機・トラクタ・コンバイン・スピードスプレイヤー・農耕作業用トレーラについて、償却資産（固定資産税）申告の対象に該当するものは以下のとおりです。

(1) 乗用装置がついていて、最高速度が35km/時未満のもの →

申告不要

(2) 乗用装置がついていないもの（歩行型・手押し型のもの）→

償却資産
（固定資産税）
申告対象

(3) 乗用装置がついていて、最高速度が35km/時以上のもの →

※農耕作業用トレーラについてはけん引車（トラクタ）の最高速度により判断してください。
※いずれの場合も確定申告では経費に計上できます。違いに注意してください。

【お知らせ】

- エルタックス
○eLTAX(電子申告)をご利用いただけます。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
○新潟市では固定資産税・都市計画税の口座振替による毎月納付を実施しています！！
所定の手続きによりお申込いただきますと、12回に平準化して振替することができます。



委任状

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

私は、次の者を固定資産税にかかる償却資産申告の代理人と定め、個人番号（マイナンバー）の提供を含む一切の権限（代理人が使用者等を選任し、使用者等により申告書を提出させる権限を含む。）を委任します。

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

委任者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 () _____